

第4章

計画の実現に向けて

1. 協働・協創のまちづくり

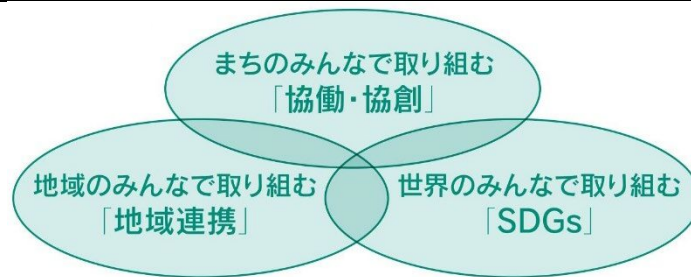
(1) 基本的な考え方

○ 多様な主体の協力・連携によるまちづくり

人口減少・少子高齢化の進行、交通体系の変化、災害リスクへの懸念など、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、まちづくりの課題は複雑化しており、町民、事業者、専門家、行政等が、単独で解決することが年々難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、都市計画マスタープランの推進においては、町の将来都市像である「くらしやすさで未来をともにつくるまち・清水町」を実現するため、第5次総合計画で示す「将来都市像に向けた3つの取組方針」を踏襲し、多様な主体の協力・連携によるまちづくりに取り組みます。

■ 将来都市像に向けた3つの取組方針（第5次清水町総合計画）



まちのみんなで取り組む—『協働・協創』

本町を、さらにくらしやすい未来を描くキャンパスにしていけるためには、みんなが意見を出し合い、まちづくりに反映させていくことが大切です。また、まちづくりの主人公として役割と責任を担い、行動していくことで、まちへの愛着や誇りも高まり、本町はずっと住み続けたいまちになります。

主に次の3つの切口から、町やさまざまな主体がともに行動し「協働・協創」によるまちづくりを進めていきます。

- 幅広い世代、さまざまな立場のみんながともにまちづくりについて考える。
- 地域コミュニティ、NPO、各種団体、事業者等のさまざまな主体が、それぞれ役割と責任をもって行動する。
- 近所での助け合いや趣味を活かした交流など、一人ひとりが支え合いやふれあいの担い手として活躍する。

地域でみんなで取り組む—『地域連携』

本町は、面積881haの小さなまちです。当然、くらしに必要な機能をすべて町内でまかなうことはできません。しかしながら、県東部地区の中心に立地し、まわりの市町と一体的な生活圏を形成しているため、周辺地域との効果的、効率的な連携を保ちながら都市機能を充実させ、「くらしやすさ」を高めていくことが可能です。そこで、地域間連携への参画をさらに推進し、周辺地域と一体となって地域力を高めていきます。

また、町内外の多様な主体との連携のもと、地域課題を効果的、効率的に解決していく姿勢も欠かせません。将来都市像の実現に寄与する連携を模索しながら、地域でみんなでまちづくりに取り組みます。

世界でみんなで取り組む—『SDGs』

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2015年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済にまたがる多くの課題への、統合的な取り組みを求めています。

わたしたちも、豊かな自然環境をはじめとするかけがえのない資源を守り活かしながら、これから生まれてくる未来世代を含めたすべての町民が「くらしやすさ」を享受し、自分らしい未来を描くことができるまちの実現をめざしています。

それは「SDGs」の理念に共通する考え方であり、「SDGs」が掲げる具体的な目標の多くが将来都市像実現の指針と重なります。そこで、基本計画の各施策ごとに関連するゴールを示し、「SDGs」の視点を加えたまちづくりをすすめて、世界の様々な課題を解決する一助となるよう努めます。

(2) 「協働・協創のまちづくり」の進め方

まちづくりの「発意」から「構想・計画づくり」、「計画決定」、「実施・管理」、「評価」というあらゆる段階で、「協働・協創のまちづくり」に取り組みます。

■ 協働・協創のまちづくりの進め方イメージ

Step I まちづくりの発意

- ・まちづくりの発意は、行政だけでなく、町民、企業、専門家等から、広く積極的に行います。
- ・多様な主体からまちづくりの発意を引き出すため、行政は、都市計画マスタープラン等に基づくまちづくりの方向性や重要性の周知に努めるとともに、町民等のまちづくり活動を支援します。
- ・町民や企業等は、まちづくりの主体として、日頃から「自分の町、自分の地域」を知り、まちづくりに対する関心を高めるようなイベント、学習に取り組むことが期待されます。



Step II 構想・計画づくり

- ・行政発意のまちづくりの場合には、構想・計画づくりの初期の段階から、町民、事業者、専門家等が加わり、一緒に検討を進めます。
- ・町民、企業等の発意によるまちづくりの場合には、行政は構想・提案づくりに際し、専門家を派遣するなど、積極的に支援します。
- ・町民や企業等が企画したまちづくりの構想・計画を実現できるよう、都市計画提案制度の活用を検討します。



Step III 計画決定

- ・町民、企業、行政等が連携して、十分な検討・議論を重ね、合意形成を図ったうえで、実現手法を含め、まちづくりの計画を定めます。
- ・実現手法は、既往の都市計画に基づく規制・誘導手法や基盤整備事業を活用するとともに、必要に応じ、先進事例等を参考に、町独自の手法による実現も検討します。
- ・事業手法の選定にあっては、まちづくりを行う地域や地区の自然的・社会的条件、周辺の環境に十分に配慮するとともに、関係者の意見を十分に踏まえたうえで、最適な手法を選択します。



Step IV 実施・管理

- ・町民や企業等は、定めたルールを守るとともに、計画に沿って、主体的にまちづくりに取り組みます。
- ・行政は、町民や企業等のまちづくりを支援し、あるいは規制・誘導するとともに、都市計画等に基づく公共事業を推進します。



Step V 評価

- ・構想・計画づくりの段階における検討組織が中心となり、まちづくりを管理・点検し、定期的に進捗状況进行评估します。
- ・評価に基づき、まちづくりの実施に伴う効果や課題などを明らかにし、次のまちづくりに活かすとともに、必要に応じてまちづくりの計画を見直します。

2. 実現に向けた取組

(1) 社会情勢の変化等に対応する新たな取組の推進

① 立地適正化計画制度の活用

立地適正化計画は、人口減少社会を見据え、2014年に都市再生特別措置法に基づき、新たに作成することが可能になった計画です。当計画では、暮らしを支える都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」や、都市機能が持続できるように一定の人口密度の維持を図る「居住誘導区域」を定め、人口減少・高齢化が進む中でも豊かに暮らし続けられる「コンパクト + ネットワーク」のまちづくりを目指す計画です。

本町では、都市計画マスタープランの改定と併せ、立地適正化計画を策定し、この計画等に基づく取組を推進していきます。

② 市街化調整区域土地利用方針の活用

市街化調整区域土地利用方針は、市街化調整区域の無秩序な開発を防ぎつつ、計画的かつ適切に土地利用を誘導して町の活性化を図ることを目的とし、市街化調整区域における土地利用方針及びその実現化方策を掲げた方針です。本町では都市計画マスタープラン、立地適正化計画と共に市街化調整区域の土地利用適正化を推進していきます。

③ まちづくりに関連する多様な分野との連携

まちづくりに関連する医療・福祉、教育、観光など、多様な分野の計画や各種事業との調整・整合を図りながら進めます。また、こうした行政内の連携強化に加え、公民連携を促進し「新しい公共」によるまちづくりを推進します。

④ 都市の社会資本の適切な整備・維持管理

町民の安全・快適な生活や都市活動を支えていくため、清水町公共施設等総合管理計画の考え方にに基づき、町の特性や都市構造、将来の人口規模等に応じた公共施設の再編や都市基盤の適切な整備・維持管理を推進します。

また、民間の空き家等のストックについても、所有者や地域の意向を確認しつつ、定住促進や地域の生活を支える都市機能の受皿等として活用することを推進します。

⑤ 広域連携・交流の推進

本町の市街地は周辺市町と連担した広域都市計画区域を形成しており、交通基盤の整備や防災対策では、国や県、周辺市町との協調によるまちづくりが重要となります。

今後、まちづくりを計画的かつ総合的に進めるため、医療・福祉、観光、防災等の分野で周辺市町との連携を強化し、役割分担と協力関係の構築に努めます。

「くらしやすさ」の維持に向け、公共施設の相互利用や公共サービスの共通化等をさらに発展、充実させ、効率的で効果的な広域行政を推進します。

(2) 既往の取組の推進

① 都市計画の考え方に基づく、土地利用の規制・誘導や都市施設整備の推進

「清水町都市計画マスタープラン」で定めた基本方針に基づき、地域地区等の規制・誘導制度を活用し、適切な土地利用を図ります。

また、道路や公園等の都市施設整備事業の推進を図るため、必要な都市計画の決定を行います。

なお、既に都市計画決定されたものについては、社会経済情勢等の変化や土地利用・建築物立地状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

② 地域・地区の特性に応じた自主的なまちづくりのルールを活用

くらしやすさを維持・向上するためには、地区計画や都市計画法第 34 条第 11 号に基づく区域指定の導入のように都市計画法に基づく制度のほかにも、住民が自分たちのまちづくりのためにつくる「まちづくり協定」「建築協定」など、自主的なまちづくりのルールを定めることができます。

本町では「清水町建築協定条例」が定められており、その他必要な情報の提供・アドバイス等の支援を積極的に行っています。

③ 開発許可制度等の適切な運用

開発許可制度は、無秩序な市街化を防止するとともに、開発行為の適正な水準を確保するために設けられている制度であり、開発面積や予定建築物の用途等に応じて、道路・公園・排水施設などが一定の技術基準に適合している場合にのみ許可となります。

また、「清水町土地利用事業指導要綱」に基づき、1,000 ㎡以上の土地利用事業について、適切な指導を行っています。

④ 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、都市計画区域において、土地所有者やまちづくり NPO 等が、都市計画の決定または変更を提案できる制度です。

協働によるまちづくりを推進するひとつの有効な手段として、町民への周知を図るとともに、制度適用の際の庁内の受け入れ体制・支援体制の構築を進めます。

⑤ 民間活力の活用

多様化する市民ニーズへの対応や効率的な財政運用を実現するため、民間が有するノウハウ等が期待できる分野を中心に、積極的に民間活力の活用に努めます。

3. 計画の進捗管理・評価・見直し

「清水町都市計画マスタープラン」は、2040年（令和22年）を目標年次としており、計画期間が20年間と長期に渡ります。

このことから、P（計画）・D（実行）・C（検証）・A（改善）サイクルにより、まちづくりの実施状況について評価し、計画の適切な進捗管理に努めます。計画期間の中間点となる概ね10年後（2030年（令和12年）予定）には検証を行い、結果に応じて計画を見直し・改定します。

また、社会経済情勢の変化や、上位計画等の見直し、「都市づくりの基本方針」に基づく個別施策の立案や実施状況等を踏まえ、必要になった場合にも計画の見直し・改定をすることとします。

なお、計画改定の際には、パブリックコメントや都市計画審議会等の手続きを経ることとします。

■ PDCAサイクルによる計画の進捗管理のイメージ

